

情報の安全管理措置の実施について

受注者は、発注者から提供されまたは契約の履行に際し取得した情報（電磁的記録の場合は記録媒体。個人情報を含み、以下「情報」という。）について、その漏えい、紛失、破棄、改ざん等（以下「漏えい等」という。）が生じないよう適切に管理しなければならない。

また、漏えい等した場合の本人や一般送配電等業務への影響を鑑みて、契約書および、業務委託仕様書の「情報取扱要領」「個人情報保護要領」に定める情報の安全管理措置のほか、以下の措置を実施するものとする。なお、契約書および業務委託仕様書と本記載に矛盾または抵触がある場合は、本記載の定めが優先する。

1 情報の適正管理等

- (1) 受注者は、契約の履行のためにのみ情報を利用するものとし、その目的以外にこれを利用してはならない。
- (2) 受注者が情報を取扱わせることができるのは、契約の履行に携わる自己の役員および従業員（以下「従業者」という。）のうち守秘義務の課された必要最小限の者に限るものとし、それ以外の従業者に取扱わせてはならない。
- (3) 情報を取り扱う従業者が複数いる場合、情報を取り扱う作業に関して責任を負う情報作業責任者を設置する。
- (4) 受注者は、情報を複製する場合は、契約の履行に必要な最小限の範囲にとどめるとともに、複製物についても適切に取扱わなければならない。
- (5) 受注者は、情報の漏えい等が生じないよう従業者の教育、訓練を適切に行う等の対策を講じなければならない。
- (6) 情報の取り扱いやその管理状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施しなければならない。
- (7) 受注者は、情報を記載した書類等および情報を含む記録媒体等について、情報の漏えい等が生じないよう施錠可能箇所へ施錠保管、入室管理、またはパスワード設定等の対策を講じなければならない。
- (8) 受注者は、情報の取扱いまたは保存等を行うパソコンに、コンピューターウィルスの被害を防ぐためのウイルス対策ソフトウェアのインストールおよび最新のパターンファイルの更新を行うものとする。
- (9) 受注者は、ファイル交換ソフトをインストールしたパソコンまたは、従業者の個人所有のパソコン等自己の所有でないパソコンを用いて情報の取扱いおよび保存等を行わないものとする。
- (10) 受注者は、契約の履行が完了したとき、または発注者から請求があったときは、情報（複製物を含む。）をすみやかに業務担当箇所に返還し、返還不能な情報については、業務担当箇所の承認を得たうえで受注者が自己の責任と負担において破棄し、その旨の報告書を業務担当箇所に提出するものとする。

2 個人情報の適正管理等

- (1) 受注者は、発注者が個人情報の取扱いに関する契約の履行状況について、受注者に対して報告または検査（発注者の立入検査を含む。）の実施を求めた場合、異議なくこれに従うものとする。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい等が生じないよう、責任者を設置するなど情報管理体制を整えるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が別途個人情報に関する取扱いを定め、その遵守を受注者に求めた場合は、これを遵守しなければならない。

3 派遣社員による情報の取扱い

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認を得ることなく、派遣社員に個人情報を取扱わせてはならない。
- (2) 受注者は、派遣社員に情報を取扱わせる場合は、当該派遣社員に守秘義務を課すとともに、前記1、2の内容を遵守させるものとする。

4 再委託の制限

- (1) 受注者は、契約した業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承諾を得て業務の全部または一部を第三者に再委託する場合は、契約における受注者の義務と同一の義務を当該第三者（以下「再委託先」という。）に課すとともに、再委託先の行為、結果について一切の責任を負うものとする。

5 再委託時の情報の取扱措置

- (1) 受注者は、契約した業務の再委託の実施に必要な範囲内で、前記1、2および3の内容と同一の措置を講じることを再委託先に義務付けるものとする。
- (2) 受注者は、再委託先から情報の漏えい等の発生に関し受注者に報告があった場合は、ただちに発注者にそれを報告するものとする。
- (3) 受注者は、個人情報を再委託先に取扱わせる場合において、発注者が再委託先の個人情報の取扱いに関する再委託にかかる業務の実施状況について報告を求めたときは、すみやかに再委託先に報告を求めるとともに、必要に応じ検査（受注者の立入検査を含む。）を実施し、発注者に報告するものとする。

6 情報漏洩等事案が発生した場合の委託先の責任

- (1) 受注者は、情報の漏えい等の事故が発生した場合、または発生の可能性が高い場合の発生事象に対する状況調査体制および報告連絡体制を整備する。
- (2) 受注者は、情報の漏えい等の事故が発生した場合は、発注者の指示に従い、発注者にただちにその旨を報告したうえで、受注者の責任と負担においてすべて処理するものとし、発注者に一切迷惑をかけないものとする。また、事後には、速やかに再発防止策を策定して実施するとともに、発注者に対しその内容を書面にて報告するものとする。

7 監査に関する事項

- (1) 受注者は、発注者の指示により、情報の管理状況に関する発注者の監査を受ける。なお、発注者は、受注者の了承のもと本委託業務実施に関連する受注者の事業所等に立ち入り、その他必要な事項を調査することができるものとする。
- (2) 受注者は、情報の管理状況に関する監査の結果、発注者より改善が求められた場合は、対処方法を検討し、対処内容について書面にて報告する。
- (3) 受注者は、発注者の指示により、定期または隨時に、情報の安全管理措置の遵守状況についての報告および発注者が必要と認める資料を提出する。

8 その他全般に関する事項

- (1) 受注者は、不正競争防止法や個人情報保護法等、情報の取扱いに係る関係法令および関係ガイドラインを遵守するものとする。
- (2) 受注者は、契約書または発注者の業務主管箇所が定める業務委託仕様書の「情報取扱要領」、「個人情報保護要領」を遵守するものとする。

以上